

埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいタクシーの普及促進を図ることを目的として、ユニバーサルデザインタクシー又は福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者又はタクシー貸与事業者に対し、予算の範囲内において埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) タクシー事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) タクシー貸与事業者
タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。
- (3) ユニバーサルデザインタクシー
標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）をいう。
- (4) 福祉タクシー
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第2条第1項第14号に規定する福祉タクシーをいう。

(補助対象事業者)

- 第3条 補助の対象となる事業者は、UDタクシー又は福祉タクシー車両を導入する事業（以下「補助事業」という。）を行うタクシー事業者又はタクシー貸与事業者とする。ただし、UDタクシー車両については、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針（令和元年5月7日国自旅第37号）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針（令和元年5月7日国自旅第35号）又は観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））に関する運用方針（令和元年5月7日国自旅第38号）の交付決定条件（以下「国の交付決定条件」という。）について合致するものとする。
- 2 国の交付決定条件におけるユニバーサルドライバー研修の修了者は、補助対象車両を使用するタクシー事業者に運転者として雇用されて埼玉県内の営業所に勤務する者（以下「県内の運転者」という。）とする。ただし、国の交付決定条件における必要なユニバーサルドライバー研修の修了者数が、県内の運転者数を超える場合は、この限りではない。

(補助対象車両)

- 第4条 補助の対象となる車両は、次の各号に掲げる要件を全て満たしたものとする。
- (1) 埼玉県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。
- (3) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、新規登録（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）された車両であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表1に定める車両本体及び車載機器類の整備に要する経費のうち、知事が必要と認めた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と別表2に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額とする。

2 地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、前項において算出した額から補助金等を控除した額を補助金の額とする。

3 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式)

第7条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号の事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の変更が生じない場合は、この限りではない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、様式第7号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又

は一部を県に納付させることがある。

(指導監督)

第14条 知事は、補助事業の実施に関して必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の内容、経理状況等について説明を求め、帳簿書類等进行检查し、又は必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により県に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他補助事業の執行について不正の行為があったとき

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第18条 その他、本補助金について必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費	
1	車両本体
2	車いす等固定装置
3	車いす用シートベルト
4	手すり
5	点滴等フック固定装置
6	車いす用ヘッドレスト
7	上記のほか、バリアフリー化に資する車載機器類であつて、知事が認めるもの。

別表2（第6条関係）

補助限度額	
1	UDタクシー 1台あたり30万円
2	福祉タクシー
(1)	リフトを装備する車両 1台あたり40万円
(2)	スロープを装備する車両 1台あたり30万円
(3)	回転シートを装備する車両 1台あたり30万円

別紙（第17条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。